

○郵送による手続方法

次のいずれかの手續をしてください。

【転出証明書を用いた転出・転入手続】

郵送による転出手続には、別紙にて「転出届」の提出が必要となります。

転出届を市宛にご送付いただきましたら、市から「転出証明書」を送付いたします。「転出証明書」は、新住所地での転入手続に必要となります。

- * 本人確認書類として下記の書類をお送りください。
- * 返信用として普通郵便 110 円（50 グラムまで）又は速達郵便 410 円（110 円 + 速達料 300 円）分の切手を貼り、あて先を記入した封筒を同封してください。
- * 国民健康保険、後期高齢医療者制度又は介護保険に該当する方は、資格確認書または健康保険証を同封しお返しください。

【マイナンバーカード・住民基本台帳カードを用いた転出・転入手続（「転入届の特例」といいます。）】

住所異動する方がマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの場合、転出届を本市あて送付していただくことは必要ですが、転出証明書の交付を受けることなく、転入手続をすることができます。マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの写しを同封してください。この場合、下記の本人確認書類は不要です。また、返信用封筒の同封も不要です。なお、次のことが条件になります。

- * 新しい住所地に住み始めた日から 14 日以内に新住所地の市町村役場にマイナンバーカード又は住民基本台帳カードを持参し転入手続をすること。

- * 転出予定日から 30 日を超えた場合、この手続はできなくなります。

- * 暗証番号を入力できること。

(注) 14 日以内に転入届をしなかった場合、転出予定日から 30 日を超えた場合、又は暗証番号に誤りがあった場合は、転入届の特例による手続ができません。改めて、転出届出を行った後、転出証明書を用い、転入届の手続を行う必要があります

○郵送による市外への転出届に添付する「本人確認書類」について

住民基本台帳法に基づき、住所異動の手続をする時は、本人確認書類の提示が義務付けられています。

本人確認ができない場合は届出の受理ができませんので、ご注意ください。該当する書類がない場合には、下記担当までご連絡ください。

【本人確認書類】

次の書類のいずれか 1 点の写しを同封してください（有効期間内のもの）

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真付き）、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書（当分の間、外国人登録証明書は当該証明書とみなされます。）、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降発行のもの）、資格確認書または健康保険証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金、共済年金等）など

○その他（代理人の場合）

やむを得ず代理人が届出をする場合は、下記担当まで事前にお問い合わせください。

<問い合わせ・送付先>

〒238-8550

横須賀市小川町 11 番地

民生局地域支援部窓口サービス課住民記録係

電話（代表）046(822)4000（内線）1934・1935

転出届（郵送用）

横須賀市長 あて

住所異動年月日（転出する又は転出した年月日） 年　月　日		【転出届出が遅れた理由】 (異動日から14日以内に届出ができなかった場合、記入が必要です。)	
これからの住所（新住所地）		世帯主	
今までの住所（横須賀市の住所） 横須賀市		世帯主	
異動する人の氏名		生年月日	性別
1	(フリガナ)	明・大・昭・平・令 年　月　日	男・女
2	(フリガナ)	明・大・昭・平・令 年　月　日	男・女
3	(フリガナ)	明・大・昭・平・令 年　月　日	男・女
4	(フリガナ)	明・大・昭・平・令 年　月　日	男・女
5	(フリガナ)	明・大・昭・平・令 年　月　日	男・女

*横須賀市（旧住所）の世帯の世帯主から見た続柄

引き続き横須賀市にお住まいになる同一世帯の方がいましたら、全員の氏名と横須賀市の住所の世帯主から見た続柄を記入してください（世帯主の方が転出する又は転出した場合は、新たな世帯主を指定し記入してください）。

氏　名	世帯主から見た続柄	氏　名	世帯主から見た続柄
1	世帯主	3	
2		4	

<届出人（転出証明書の送付先）> 転出証明書は、新住所地又は旧住所地のいずれかへの送付となります。

住　所

氏　名

印

生年月日　明・大・昭・平　年　月　日

電　話　_____（_____） *電話番号は必ず記入してください。

現在有効なマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方にお尋ねします。

転入届の特例を受けますか ⇒（はい・いいえ）

- ・転入届の特例を受けるには、条件があります。詳しい条件につきましては、裏面をご確認ください。
- ・転入届の特例とは、転入先の市区町村へマイナンバーカード又は住民基本台帳カードを持参することで転入手続ができる制度のことです。転入届の特例を受ける場合、転出証明書の交付を省略するため、返信用封筒の同封は不要です。

<送付物チェックリスト> ~送付前に今一度ご確認ください~

転出届（郵送用） 本人確認書類の写し 収用封筒（あて先を記入し、切手を貼ったもの）